

松戸市建設工事制限付き一般競争入札（総合評価方式）の実施について

財務部 契約課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

また、本入札は電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。

※本工事は、「松戸市労働環境調査モデル工事施行要綱」に基づく労働環境把握の調査を行う工事である。詳細事項については「松戸市労働環境調査モデル工事施行要綱」を参照すること。

※本工事は、「松戸市建設工事週休2日制適用工事实施要領」に基づく週休2日制適用工事である。

原則として土日祝日は作業を休止するよう努めること。

発注方式は「発注者指定方式」とする。

その他詳細事項については「松戸市建設工事週休2日制適用工事实施要領」を参照すること。

※本工事は、松戸市が指定する電子契約サービスを用いた電子契約の対象案件である。電子契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項を記入のうえ、「12 申請に関する事項（3）提出書類」と併せて電子入札システムにより書類を提出すること。

記

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 工事名称 | 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 造成その他調整池築造等工事 |
| 2 工事場所 | 新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内 |
| 3 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和14年9月30日まで |
| 4 工事概要 | 道路築造工 W=5.0m～16.0m、L=約680m
平面街区整地工 一式
雨水・污水管きょ敷設工 污水L=約670m（φ200～250mm）、雨水L=約600m（φ300～700mm）
上水道敷設工 L=約840m（φ75～150mm）
電線共同溝敷設工 L=約430m
調整池築造工 調整容量約2,800m ³
斜面・公園築造工 公園部A=約3,250m ²
仮設工 一式、附帯工 一式 |
| 5 予定価格 | 金 4,250,870,000円（税抜き） |
| 6 低入札価格調査基準価格あり ・ 失格基準価格あり（税抜き） | |
| ※積算は松戸市低入札価格調査実施要綱による。 | |
| 7 工事担当部課 | 街づくり部 区画整理課 |
| 8 入札方法 | |

本工事は、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

なお、技術資料は入札と同時に電子入札システムにより提出する「同時提出型」とする。

9 入札参加資格要件

本工事の入札に参加することができる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成した者とし、その資格は、次のとおりとする。なお、結成方法は、自主結成とする。

(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- ア 共同施工方式（構成員が一体となり施工する方式）で工事を施工する共同企業体であること。
- イ 共同企業体の構成員は、2社または3社とする。
- ウ 共同企業体の代表者は、構成員のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営事項審査に基づく総合数値の上位の者であること。
- エ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
- オ 各構成員は、別に定める様式による特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結していること。
- カ 共同企業体の構成員は、本工事において重複して他の共同企業体の構成員にはなれない。

(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 共同企業体の代表者

- (ア) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (イ) 令和8・9年度土木一式工事の格付けがAランクであること。
- (ウ) 土木一式工事について、建設業法第3条の特定建設業の許可を受けて3年以上の営業実績がある者であること。
- (エ) 千葉県内に本店又は入札・契約の権限が委任された支店等を有すること（ただし、松戸市内に本店を有する者は除く）。
- (オ) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。

- a 専任できる主任技術者又は監理技術者を配置すること。（ただし、下請総額が5,000万円以上の場合は監理技術者に限る。）
※建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定に基づき技術者を配置すること。

※本案件は、特例監理技術者の配置を不可とする。

- b 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
 - c 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めない。
 - d 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、松戸市低入札価格調査実施要綱第6条第9号の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務付ける。
- (カ) 現場代理人の兼任を認める工事について

本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」に基づき、現場代理人の兼任対象外工事とする。

- (キ) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で土留工（切梁方式）を含む場所打鉄筋コンクリート構造物による土木工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。
- (ク) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - a 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - b 会社更生法（平成14年法律第154号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - c 民事再生法（平成11年法律第225号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - d 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - e 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - f 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - g 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (ケ) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- イ 共同企業体の構成員（共同企業体の代表者を除く）
 - (ア) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (イ) 令和8・9年度土木一式工事の格付けがAランクであること。
 - (ウ) 土木一式工事について、建設業法第3条の一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けて3年以上の営業実績がある者であること。
 - (エ) 地域要件
 - a 構成員が1社の場合は松戸市内に本店を有すること。
 - b 構成員が2社の場合は、少なくとも1社については、松戸市内に本店を有すること。

- (オ) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。
- a 専任できる主任技術者又は監理技術者を配置すること。
※建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定に基づき技術者を配置すること。
- ※本案件は、特例監理技術者の配置を不可とする。
- b 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
 - c 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めない。
 - d 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、松戸市低入札価格調査実施要綱第6条第9号の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務付ける。
- (カ) 現場代理人の兼任を認める工事について
本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」に基づき、現場代理人の兼任対象外工事とする。
- (キ) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で土木一式工事を元請けとして施工した実績を有すること。
- (ク) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
- a 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - b 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - c 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - d 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - e 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - f 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - g 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (ケ) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- a 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - b 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - c 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

10 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方法を簡易型（特定建設工事共同企業体）とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点（評価点の合計）」の満点を40点とする。

ウ 「加算点」の算定方法は、下表（2）の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計点」を「加算点」として与える。

なお、共同企業体として入札参加する場合の加算点算出方法は以下のとおりとする。

（ア）共同企業体として提出した施工計画の評価点

（イ）代表者の施工計画以外の評価点合計×出資比率(小数点第2位以下切捨て)

（ウ）代表者以外の構成員の施工計画以外の評価点合計×出資比率(小数点第2位以下切捨て)

→上記（ア）～（ウ）の合計点を共同企業体の最終的な加算点とする。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	満点計	評価基準	評価点
ア 施工計画 材料の品質管理に係る技術的所見 テーマ（出題）【調整池築造工及び擁壁工におけるコンクリートの品質向上に関する提案】 ※評価基準の詳細については、別紙「施工計画作成要領（5）」を参照	6点	評価できる「有効提案数」/「提案できる数」×6点＝評価点	0点～6点
		不適切（※1）	失格
施工計画 施工上配慮すべき事項 テーマ（出題）【工事における近隣地域での環境・安全対策に関する提案】 ※評価基準の詳細については、別紙「施工計画作成要領（5）」を参照	6点	評価できる「有効提案数」/「提案できる数」×6点＝評価点	0点～6点
		不適切（※1）	失格

イ 同種工事の施工実績（企業） ・過去１０年間（※３）の公共工事（※２）における「内空高さ５.６ｍ以上の土留工（切梁方式）を含む場所打鉄筋コンクリート構造物による土木工事」を元請けとして施工し引渡しの済んだ工事の施工実績	１点	あり	１点
		なし	０点
ウ 工事成績（企業） ・本市（本市公営企業を含む）が発注した工事における過去２年度間（※４）の「土木一式工事」での工事成績評定点の平均点（請負代金額５００万円以上）	６点	８０.０点以上	６点
		８０.０点未満７７.５点以上	５点
		７７.５点未満７５.０点以上	４点
		７５.０点未満７２.５点以上	３点
		７２.５点未満７０.０点以上	２点
		７０.０点未満６５.０点以上または実績なし	０点
		６５.０点未満	－４点
エ 優良工事等表彰（企業） ・過去２年度間（※４）の本市・国・都道府県における「土木一式工事」の優良工事等表彰実績	１点	あり	１点
		なし	０点
オ ＩＳＯ認証取得（企業） ・ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証取得状況 ※入札公告日現在、有効であること。 ※ＩＳＯ９００１認証取得については当該工事内容に即した認証範囲であること。	０点	あり	０点
		なし	－１点

カ 事故及び不誠実な行為（企業） ・過去の事故及び不誠実な行為の有無（過去２年間（※５）に本市で処分したもの） ※評価基準に複数該当する場合、評価点を累計（下限なし） ※処分の措置期間の全部又は一部が過去２年間（※５）に含まれる場合に適用	0点	なし	0点
		指名停止処分あり	－４点
キ 地域での施工実績（企業） ・本市域での過去１０年間（※３）の公共工事（※２）における施工実績（全ての業種）	1点	あり	1点
		なし	0点
ク 災害協定（企業） ・本市との災害協定の締結の有無 ※入札公告日現在、有効であること。	1点	あり	1点
		なし	0点
ケ 災害活動実績（企業） ・本市域での過去２年度間（※４）に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における本市・千葉県（出先機関は、東葛飾土木事務所）との災害協定に基づく災害活動実績	1点	あり	1点
		なし	0点
コ ボランティア実績（企業） ・本市域での過去２年度間（※４）に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における地域活動の実績 ※当事者以外の第三者が証明している活動	1点	あり	1点
		なし	0点
サ 市内営業拠点の有無（企業） ・本市内に本店又は入札・契約の権限が委任された支店・営業所等の有無	2点	本店あり	2点
		支店・営業所あり	1点
		なし	0点

シ 災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）の認定（企業） ・国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）の認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	1 点	認定あり	1 点
		認定なし	0 点
ス 同種工事の施工実績（配置予定技術者） ・過去１０年間（※３）の公共工事（※２）における「内空高さ５.６ｍ以上の土留工（切梁方式）を含む場所打鉄筋コンクリート構造物による土木工事」を元請けとして施工し引渡しの済んだ工事の施工実績 ※主任・監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人のいずれかとして従事した工事	1 点	あり	1 点
		なし	0 点
セ 工事成績（配置予定技術者） ・本市（本市公営企業を含む）が発注した工事における過去４年度間（※６）の「土木一式工事」での工事成績評定点の平均点（請負代金額５００万円以上） ※主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として従事した工事	6 点	80.0点以上	6 点
		80.0点未満77.5点以上	5 点
		77.5点未満75.0点以上	4 点
		75.0点未満72.5点以上	3 点
		72.5点未満70.0点以上	2 点
		70.0点未満65.0点以上または実績なし	0 点
		65.0点未満	－４点
ソ 技術者所持資格（配置予定技術者） 下記のいずれかの資格 ・一級土木施工管理技士 ・技術士【建設部門・総合技術監理部門】	1 点	資格あり	1 点
		なし	0 点

タ 優良工事等表彰（配置予定技術者） ・過去４年度間（※６）の本市・国・都道府県における「土木一式工事」の優良工事等表彰において、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として携わった実績 ※従事期間の所属会社は問わない	1 点	あり	1 点
		なし	0 点
チ 継続教育の取組（配置予定技術者） ・継続教育ＣＰＤ又はＣＰＤＳの取組状況 過去１年度間（※７）に、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間において各団体が推奨する１年分の学習単位を取得した証明の有無 ※ 運営団体は、下記のいずれかの団体 ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 ・（公社）日本技術士会 ・建築ＣＰＤ運営会議	1 点	あり	1 点
		なし	0 点
ツ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づく認定等（えるぼし）、次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく認定（くるみん）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定（ユースエール）のうち、いずれかの認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	1 点	あり	1 点
		なし	0 点

テ 若手技術者又は女性技術者の配置 ・当該工事における40歳未満の技術者又は女性技術者の配置 ※入札公告日現在	2点	主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）への配置あり	2点
		監理技術者補佐、現場代理人への配置あり	1点
		配置なし	0点

※1 施工計画の評価における注意点

施工計画が以下のア～エに該当する場合、不適切と判断して失格とする。

ア 未提出

イ 白紙（記載なし）

ウ 法令違反の記載

エ 評価に値しないと認められたとき

例： 施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した全ての企業の施工計画を評価に値しないものとして取扱い、関係した全ての企業の入札を無効とする。

※2 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する機関又はこれに準ずる機関*）、都道府県及び市区町村の発注工事とする。

* 「準ずる機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等及び地方共同法人日本下水道事業団とする。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人

※3 過去10年間とは、入札公告日の前日から遡った10年間（平成28年8月21日～令和8年8月20日）とする。

※4 過去2年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）とする。

※5 過去2年間とは、入札公告日の前日から遡った2年間（令和6年8月21日～令和8年8月20日）とする。

※6 過去4年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去4年度間（令和4年4月1日～令和8年3月31日）とする。

※7 過去1年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去1年度間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）とする。

※ 配置予定技術者は、松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書に記入した技術者と同一であること。なお、複数となる場合は、評価に係る資料を各々提出すること。この場合の評価は、評価点の合計が最低となる配置予定技術者の評価点とする。

※ 配置予定技術者が、同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の評価対象期間中に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業のいずれかにより休業した場合、休業期間相当分として同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の3項目全ての評価の対象期間に下記期間を加え評価する。

休業期間（合算）	評価対象に加える期間
1年未満	1年
1年以上 2年未満	2年
2年以上	3年

※ 実績等を評価する項目及び提出資料（確認書類）について

- ① 工事に係るものは、元請けとして完成し引渡し完了したものとする。
- ② 配置予定技術者の実績は、当該工事の従事期間が最も長い技術者を評価の対象とする。（契約等により配置が不要な期間を除く）
- ③ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものを評価の対象とする。
- ④ 他の評価項目の確認書類と同一である場合には1部の提出で良い。
- ⑤ 証明書については、手書きのものは不可とする。ただし、発行者の承認印があるものは可とする。
- ⑥ マイナンバーなど、不要部分については塗り潰すこと。
- ⑦ 提出資料（確認書類）に不足があった場合、追加提出は認めない。また下記のような不備があった場合、訂正を求めることなく、当該項目を評価しない。
 - ・技術資料の記入欄に必要な記載がなく意思表示が不明瞭な場合。ただし、軽微な字句の誤謬等、明らかに単純な記載ミスと確認できるものは除くものとする。
 - ・確認書類がなく必要事項が確認できない場合
 - ・公告に示された技術資料を提出しない場合
- ⑧ 提出資料（確認書類）が不鮮明・不明確で確認できない場合には、問い合わせをすることがある。
- ⑨ 提出資料（確認書類）に住居票などの証明書を提出する場合には公告日以降の発行日のものを提出すること。

※ 技術資料各様式の注意事項についても、確認すること。

(3) 施工計画の作成

施工計画として出題された「材料の品質管理に係る技術的所見」「施工上配慮すべき事項」の提案作成については、別に定める施工計画作成要領にしたがって技術資料第2号様式（施工計画）により、記載すること。

(4) その他

ア 施工計画

- (ア) 加点対象となった記載内容だけでなく、提案した全ての内容（ただし、発注者の要求基準や施工条件を満たさないものは、発注者と協議するものとする。）が履行義務の対象となる。

- (イ) 施工条件等の変更により、提案した内容に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。
- (ウ) 提案した内容については、工事成績評定にある考査項目の「創意工夫」として評価しない。
- (エ) 履行義務の対象のうち、不履行となるものがある場合は、工事成績評定にある考査項目「法令遵守等」の「総合評価項目不履行による減点」として、工事成績評定点を3点減ずる。

イ 「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」第4条第3項及び第9条により、現場代理人及び主任（監理）技術者の変更が認められた場合においては、その交代による技術者に係る評価点の合計が担保できないときは上記ア（エ）と同様の取り扱いをする。

11 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申込みをすること。

(1) 申請期間

令和8年8月21日	午前9時から
令和8年9月3日	午前11時まで

(2) 提出先

松戸市役所 財務部 契約課
住所 松戸市根本387-5 松戸市役所新館9階
電話 047-366-1151

(3) 提出書類

ア 松戸市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式）

イ 松戸市特定建設工事共同企業体協定書

ウ 松戸市特定建設工事共同企業体使用印鑑届

エ 委任状

※上記の市指定用紙については、松戸市ホームページ

(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html>)からダウンロードしてください。

(4) 松戸市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式）、特定建設工事共同企業体協定書、松戸市特定建設工事共同企業体使用印鑑届、委任状の順番に袋とじにし、構成員の印鑑をもって割印したものを持参し、松戸市財務部契約課へ提出すること。

(5) 提出部数 1部

12 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申込みをすること。

(1) 申請期間

令和8年8月21日	午前9時から
令和8年9月3日	午前11時まで

(2) 申請方法

電子入札システムにより申請すること。

(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)

※共同企業体の代表者のICカードを利用して申請すること。

(申請する際に、必ず競争参加資格確認申請書の画面で、JV参加にチェックを入れて、企業体名称を入れてください。)

(3) 提出書類

電子入札システムにより、下記の書類を1つのPDFファイルにまとめて提出すること。但し、パソコンの不具合等により電子入札システムより書類を提出できない場合は、事前に松戸市の承諾を得たうえで、紙入札方式参加届出書と併せて下記の書類を松戸市財務部契約課(松戸市役所新館9階)窓口へ持参すること。

なお、市指定用紙とあるものについては、松戸市ホームページからダウンロードすること。

※ 電子入札システムによる提出の場合、下記ア～エの書類の押印については、電子証明書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

ア 松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(市指定用紙)

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者の兼任届(様式1号)を提出すること。

※ 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)第3項第1号または同法第26条の5(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)に該当する場合には、当該内容を証明する書類を提出すること。

イ 連合等不正行為に伴う誓約書(市指定用紙)

ウ 電子契約利用申出書(市指定用紙)

エ 特定関係調書(市指定用紙)

※ 令和8年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

オ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類(※)

(※)原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者及び監理技術者補佐と、もう一方の工事の監理技術者補佐のものを提出すること。

カ 施工実績を証する書類の写し(契約書の該当部分及び工事内容の記載部分又は日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムの登録内容確認書)

キ その他入札参加資格要件で必要と認める書類

ク 建設業許可証明書(通知書)の写し(3年以上の営業実績が分かるもの)

ケ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

コ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、参加申し込み締め切り日時点において納期到来分が未納となっていない事実がわかる以下の納税証明書の写しを提出すること。

- ・法人市民税(法人の場合):直近1事業年度分
- ・市県民税(個人事業主の場合):直近1年度(令和8年度)分
- ・固定資産税(課税されている場合のみ):直近1年度(令和8年度)分

※ 松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

※ エ～コは代表者及び構成員それぞれ提出すること。

13 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記に示す技術資料を1つのPDFファイル（ファイル容量は10.0MB以内に収めるものとする。）にまとめ、下記期間内に電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出の場合、技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」の押印については、電子証明書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

(1) 電子入札システムによる技術資料の提出期間

令和8年9月29日 午前9時から

令和8年10月2日 午後3時まで

(2) 提出する技術資料

ア 施工実績等資料提出書（技術資料第1号様式）

イ 施工計画（技術資料第2号様式）

ウ 《企業》同種工事の施工実績（技術資料第3号様式）

エ 《企業》工事成績（技術資料第4号様式）

オ 《企業》優良工事等表彰（技術資料第5号様式）

カ ISO認証取得（技術資料第6号様式）

キ 事故及び不誠実な行為（技術資料第7号様式）

ク 地域での施工実績（技術資料第8号様式）

ケ 災害協定（技術資料第9号様式）

コ 災害活動実績（技術資料第10号様式）

サ ボランティア実績（技術資料第11号様式）

シ 《企業》市内営業拠点の有無（技術資料第12号様式）

ス 災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定（技術資料第13号様式）

セ 《技術者》同種工事の施工実績（技術資料第14号様式）

ソ 《技術者》工事成績（技術資料第15号様式）

タ 技術者所持資格（技術資料第16号様式）

チ 《技術者》優良工事等表彰（技術資料第17号様式）

ツ 継続教育の取組（技術資料第18号様式）

テ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度（技術資料第19号様式）

ト 若手技術者又は女性技術者の配置（技術資料第20号様式）

※上記の市指定用紙については、公告期間内に当該工事の公告ページからダウンロードすること。

※ア及びイは、共同企業体として作成し、提出すること。ウ～トは構成員ごとに作成し、提出すること。

(3) 郵送又は託送による技術資料の提出期間等

容量不足により電子入札システムで技術資料すべてを提出できない場合は、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に電子入札システムにより技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」のみを提出後、電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受信確認通知」と併せてすべての技術資料を、下記提出先に郵送又は託送するものとし、持参又はファクシミリ等による送付は受け付けない。

ただし、電子入札システムの障害等により書類を提出できない場合のみ、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に窓口へ提出することができる。

なお、その際に提出する技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」については押印すること。

提出期間： 令和8年9月29日 午前9時から
令和8年10月2日 午後3時まで（必着）

提出先： 松戸市 財務部 技術管理課
住所 〒271-8588 松戸市根本387-5 松戸市役所新館9階
電話 047-366-7308

提出方法： 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）

提出部数： 1部

14 競争参加資格確認通知

- (1) 電子入札システムにより令和8年9月17日に通知する。
但し、「12 申請に関する事項（3）提出書類」に定める手続きに従って松戸市財務部契約課窓口へ書類を持参した者については、ファクシミリ等により通知する。
- (2) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、事業担当課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。
- (3) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領」により苦情を申し立てすることができる。
- (4) 競争参加資格確認通知から落札者決定日までの間に第9項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできない。

15 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び設計図書等を示す場所
松戸市ホームページ
- (2) 設計図書等を示す期間
令和8年8月21日 午前9時から
入札参加申請期限日 午前11時まで
- (3) 設計図書等の入手方法
松戸市ホームページからダウンロードすること。
- (4) 設計図書等に関する質疑方法
設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質問書（市指定用紙）を提出すること。

ア 質疑提出期間

令和8年8月21日 午前9時から
令和8年9月3日 午前11時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 財務部 契約課
mcshitsugi@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和8年9月18日までに松戸市ホームページ内の「質疑回答」ページで回答を掲載する。

（質疑がない場合は掲載しない。）

16 入札方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

- (1) 期間 令和8年9月29日 午前9時から
 令和8年10月2日 午後3時まで

- (2) 方法 電子入札システムによる

※共同企業体の代表者のICカードを利用して入札書を提出すること。

- (3) 添付書類 工事費内訳書（第2号様式）

設計図書の本工事費内訳書もしくは設計書に表示された項目（本工事内訳書P-1からP-3まで）と同一の内容で「レベル2」又は「科目別内訳」までを記載すること。また、「材料費」「労務費」「法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）」「安全衛生経費」「建設業退職金共済契約に係る掛金」についても併せて記載すること。

※詳細は「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（R8.1.1改正）を参照すること。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再度入札を行う場合も、再度入札の金額に応じた工事費内訳書を添付すること。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は3.0MB以内に収めるものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」によるものとする。
- (4) 松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領第5条の規定により入札が無効となる場合があるので留意すること。

※ 工事費内訳書の提出について不明な点がある場合は、質疑提出期間内に松戸市財務部契約課まで問い合わせること。

18 開札日時場所 令和8年10月27日 13時30分 松戸市役所 新館9階 入札室

19 開札立会人

全ての電子入札について、開札立会人の選定はしません。開札は入札参加該当業者を対象に公開で行うものとします。なお、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うこともあります。

20 電子入札システムの障害等について

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがあります。
- (2) 入札参加者のシステム障害等により、電子入札システムを使用できない場合において、入札書の提出締切日時までに松戸市の承諾を得たうえで、紙入札方式参加届出書を提出した場合には、紙入札をすることができる。

21 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。ただし、公告日前日から過去10年以内において同種の公共工事を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、実績を確認できる書類を申込書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

22 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の10以上（低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の30以上）の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項各号の規定により契約保証金を免除することができる

23 入札の中止

- (1) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

24 入札の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない等「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」別表に該当する入札
- (5) 電子入札の場合にあつては、電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 予定価格を事前公表している場合にあつては、予定価格を超える入札
- (7) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (8) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (9) 総合評価方式（同時提出型）において、技術資料を電子入札システムにより提出する際に、技術資料提出画面で工事費内訳書を添付した者、または、郵送又は託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封して提出した者の入札
- (10) 明らかに連合であると認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

25 落札者の決定

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下、「最高評価値者」という。）を落札者とし、電子入札システムにて「落札者決定通知書」を通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者として決定し、技術評価点に違いがない場合は、電子くじにより落札者を決定する。

- ア 入札価格が、本公告に記載する予定価格の範囲内であること。
- イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- (2) 本入札は低入札価格調査を設けているので、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格で入札した者は、第1順位者（最高評価値者）であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 総合評価による入札において落札者にならなかった者は、その理由について総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（休日・祝日を除く。）に、松戸市財務部契約課に説明を求めることができる。この説明を求める場合は、松戸市財務部契約課にその旨を記載した書類を持参し、提出すること。
- (4) 総合評価による入札において落札者にならないと認めた理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

26 低入札価格調査について

- (1) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日、落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知する。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、開札をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に調査資料を提出しなければならない。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき、失格基準価格を設定し、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。
ただし、設計金額が2億3,000万円以上の場合においては、上記にかかわらず、内訳の額が予定価格算出の基礎となった次のアからエに掲げる額（1円未満端数切捨て）のいずれかを下回る価格で入札した者は、失格とする。
 - ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額
- (7) 落札者の決定後、低入札価格調査時に提出された低入札価格調査報告書等及び低入札価格調査の内容と重点的な監督の結果内容について乖離がないか調査する。

27 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）をもって落札金額とします。

28 契約締結時期

- (1) 落札者の決定後、7日以内に仮契約を締結しなければならない。
- (2) 当該工事は各々合意に基づいて仮契約とし、議会の議決を得たとき、本契約を締結するものとする。
- (3) 議会の議決を得られないとき、当該仮契約は無効とする。この場合において、発注者は、損害賠償の責を負わない。

29 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

詳細については下記を参照すること。

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

30 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年法律第104号）の対象工事である。

31 支払条件

- (1) 令和8年度において支払いはない。
- (2) 当該工事における令和9年度から令和13年度請求については、前払金、中間前払金及び当該年度末の出来高に対する部分払とし各年度の支払限度額の範囲内で支払う。
- (3) 当該工事における令和14年度請求については、前払金、中間前払金及び完成検査後払とする。但し、当該年度において、部分払の支払いを受けている場合は、中間前払の請求をすることができない。
- (4) 各年度における前払金は、申し出により当該年度の出来高予定額の10分の4以内で支払う。
- (5) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。各年度における中間前払金の金額は、当該年度の出来高予定額の10分の2に相当する額の範囲内とし、前払金と中間前払金の合計額は、当該年度の出来高予定額の10分の6を超えることができない。
 - ア 工期が2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期（当該年度の実施期間）の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - エ 当該年度において部分払（継続事業における各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を除く）により経費の支払いを受けていないこと。
- (6) 令和9年度から令和13年度における部分払は、当該年度の出来高の10分の9以内において1回以内で支払う。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、また、前金払と中間前金払の合計額は、請負代金額の10分の4以内とすること。

32 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会、技術資料の作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料及び技術資料のヒヤリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で確認できない場合には、説明を求めることができる。
- (3) 提出された資格確認資料及び技術資料は、返却しない。なお、資格確認の目的以外に使用することはしない。
- (4) 原則として一般競争入札参加資格審査申請期間後に配置予定技術者を変更することは認めない。

33 入札に係る問い合わせ先

松戸市 財務部 契約課

電話 047-366-1151

FAX 047-360-1515